

◆重要◆ 新型コロナウィルス感染症「まん延防止等重点措置」指定の解除に伴う北方町の方針について

【北方町新型コロナウィルス感染症対策本部】

本部長 戸部 哲哉

北方町役場 電話 058-323-1111

◇町の対応方針

新型コロナウィルス感染症について岐阜県の「まん延防止等重点措置」の指定が6月20日に解除されます。しかし第4波は終息したわけではなく、岐阜県では引き続き感染防止対策を行っていきます。このことを踏まえて、北方町では次のとおり対応方針を決定しました。

○「基本的な感染防止対策」(マスク着用、手指衛生、三密回避、体調の管理)の徹底継続

- ・マスク着用、頻繁・丁寧な手洗い、手指の消毒の徹底
- ・人との距離（できるだけ2メートル、最低でも1メートル）確保
- ・三密（密閉・密集・密接）はもちろん、一密でも徹底的に回避
- ・職場、学校、家族において、発熱等体調不良の方のすべての行動（出勤、通学）ストップと周りの方の健康状態の迅速な確認
- ・マスク着用時は激しい運動をやめる、エアコン稼働時でも十分な換気をするなど、熱中症予防とコロナ対策の両立
- ・各自でマスク、消毒液、体温計を準備するなど、災害時の避難所生活におけるコロナ対策の準備

○不要不急の外出・移動の慎重な検討

- ・外出は必要性と安全性を慎重に検討し、空いた時間と場所を選ぶ
- ・帰省や旅行などは、慎重に検討。特に、愛知県をはじめまん延防止等重点措置区域及び緊急事態措置区域への不要不急の移動は極力避ける

○飛沫感染リスクの徹底回避

- ・飲食は、自宅を含めて大人数を避けて短時間で
- ・同居家族以外の大人数のバーベキューは、たとえ屋外や自宅の庭等であっても自粛
- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛
- ・カラオケは飛沫感染のリスクが高いため「マスクカラオケ」の徹底

○町有施設については、6月21日(月)より、閉館時間を通常通りとします。

〔働く婦人の家、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、ホリモク生涯学習センターきらり
アルテックアリーナ、各小中学校体育館・グラウンド、各公園グラウンド〕